

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	竹木の流送等の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第28条
法令の規定	【河川法第28条】 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
審査基準	① 地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間	20日
処分担当課	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	